

# 西都地区新設小学校通学区域協議会 会則

## (目的)

第1条 この会則は、西都地区における新設小学校の通学区域に関する協議を行うために設置する協議会に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (名称)

第2条 この会の名称は、西都地区新設小学校通学区域協議会（以下「協議会」という。）と称する。

## (所管事項)

第3条 協議会は、第1条の目的達成のため次の事項を行う。

- (1) 通学区域についての意見集約に関すること。
- (2) 新設小学校の中学校区に関すること。
- (3) 通学区域の調整に係る関係校区との連絡調整に関すること。
- (4) 通学区域の集約後、開校準備委員会（仮称）の設置準備に関すること。

## (協議会の構成)

第4条 協議会は別表第1のとおり組織する。

- 2 協議会は、必要があると認めたときは、前項に掲げる委員以外の者を委員として加えることができる。

## (役員)

第5条 協議会に委員長1名、副委員長2名を置く。

- 2 委員長は会務を統括し、必要に応じて協議会を招集する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (事務局)

第6条 協議会の事務局は教育委員会総務部通学区域課に置く。

## (解散)

第7条 この協議会は、協議会の目的を達成した時点で解散するものとする。

## (雑則)

第8条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

### (施行期日)

この会則は、令和元年8月29日から施行する。

附 則

この会則は、令和元年11月12日から施行する。

附 則

この会則は、令和2年10月20日から施行する。

別表第1 協議会組織

組 織	氏 名	役 職
西都校区 自治協議会代表	赤池 成昭	西都校区自治協議会会長（女原自治会会長）
	荒木 正彦	徳永町内会会長
	江田 俊弘	西都自治会会長
	徳永 哲也	西都校区自治協議会顧問
元岡校区 自治協議会代表	松浦 喬	元岡校区自治協議会会長
	淀川 満	田尻東町内会会長
	友池 輝夫	田尻東町内会石崎隣組長
玄洋校区 自治協議会代表	高松 新也	玄洋校区自治協議会会長
	大野 美智代	横浜西町内会会長
今宿校区 自治協議会代表	吉村 悟	今宿校区自治協議会会長
周船寺校区 自治協議会代表	福島 友臣	周船寺校区自治協議会会長
	鶴田 順子	周船寺東町自治会会長
西都公民館	古賀 久美子	西都公民館館長
元岡公民館	濱地 和夫	元岡公民館館長
玄洋公民館	赤瀬 清	玄洋公民館館長
周船寺公民館	内川 義則	周船寺公民館館長
今宿公民館	古川 勝敏	今宿公民館館長
西都小学校P T A代表	江藤 豪	西都小学校P T A会長
元岡小学校P T A代表	森田 加奈子	元岡小学校P T A会長
玄洋小学校P T A代表	栗林 啓太	玄洋小学校P T A会長
周船寺小学校P T A代表	眞方 祥亮	周船寺小学校P T A会長
玄洋中学校P T A代表	合原 美佳	玄洋中学校P T A副会長
元岡中学校P T A代表	高野 公幸	元岡中学校P T A会長
関係小・中学校	檜尾 好民	西都小学校校長
	山中 剛	元岡小学校校長
	吉岡 敦子	玄洋小学校校長
	笠 宏照	周船寺小学校校長
	川上 忍	玄洋中学校校長
	箱島 徳人	元岡中学校校長